

●ひとり親世帯等の軽減について●

- ・ひとり親世帯等 B階層0円、C-1階層はひとり親世帯以外の世帯から1千円を減額して設定しています。(ひとり親世帯等とは、母子・父子家庭及び障がい者手帳の交付を受けている家族がいるなどです)

●時間外保育(延長保育)、一時預かり保育等の特別保育料金について●

- ・時間外保育(延長保育) 料金 15分までごとにつき 80円
- ・一時預かり等保育料金 1時間までごとにつき 300円

問寒別へき地保育所

- ・定員：30名
- ・対象児童：小学校入学前の児童
(但し、2歳未満の児童を除く)
- ・入所事由：保護者の就労等により家庭で保育できない場合、3歳以上児については集団生活の経験をさせたい等の場合
- ・保育時間：月曜日～金曜日(8時00分～15時30分)
(延長を希望される方は17時15分まで)
- ・休所日：土曜日・日曜日、国民の祝日、年末年始



入所申込み

認定こども園と同じ様式になります。様式は問寒別へき地保育所に来所して入手いただくか、幌延町ホームページからPDF(支給認定申請書兼現況届出書)を印刷してご使用ください。支給認定申請書兼現況届出書に就労等の証明書類を添えて、問寒別へき地保育所に提出してください。

●問寒別へき地保育所の保育料についてお知らせします●

- ・保育料は町民税の所得割額を基に階層区分が設定されます。
なお、平成29年4月分から8月分までは前年度の所得割額、9月分以降は当該年度により算定します。

問寒別へき地保育所 保育料徴収基準額表

| 各月初日の保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分 | | | 徴収基準額 (月額)円 | |
|---------------------------|---|---|-------------------------|--------|
| 階層区分 | 定 | 義 | | |
| A | 生活保護法による被保護世帯 | | 0 | |
| B | A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあつては、前年度分。以下同じ。)の町民税非課税世帯 | | 2,500 | |
| C | 1 | A階層を除き、当該年度分の町民税課税世帯のうち、調整後所得割課税額が次の区分に該当するもの | 48,600円未満 | 6,600 |
| | 2 | | 48,600円以上 97,000円未満 | 10,500 |
| | 3 | | 97,000円以上 169,000円未満 | 11,300 |
| | 4 | | 169,000円以上 | 12,900 |

●多子軽減について●

- ・問寒別へき地保育所を同時に利用する最年長から順に、2人目以降は基準額の半額になります。

※保育料は幌延町のホームページPDF(利用者負担額 保育料)からもご覧いただけます。

問合せ先:認定こども園 電話・告知端末機:5-1254

(認定こども園、問寒別へき地保育所についてのお問い合わせは、認定こども園でお受けしています)